

★本年度も開催！

障害者差別相談センター「市民講演会」

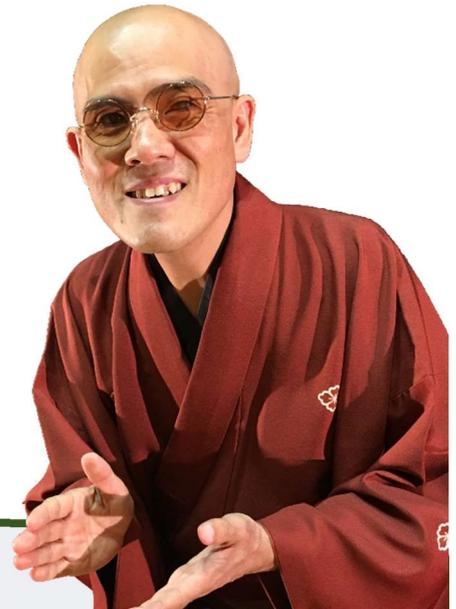
平成31年2月10日(日)13:30～ 於：中区役所ホール

第1部、「落語」から考える！

本年度は第1部の趣向を少々変えて、障害理解を深める糸口として落語を企画してみました。

演目は創作落語の「駅で落ちない噺」。演じていただきますのは大阪市を拠点に多方面にご活躍中の桂 福点さん。

福点さんの落語&トークは「涙を笑いに、笑いを世界に」というキャッチフレーズそのもの！またひとつ新しい視点から、障害理解について広く市民の皆さんに考えていただけるきっかけを提供できるのではないかと思います。



桂 福点さん プロフィール

1968年兵庫県生まれ。先天性緑内障のため中学生のころに視力を失うも、子どものころから音楽に親しむ。大阪芸術大学で音楽療法を研究。卒業後はバンド「お気楽一座」を結成。桂 福団治師匠に弟子入りし古典落語を学びながら2009年、師匠より「桂 福点」を拝名。現在これらの活動と共に、診療所や作業所等でユニークな音楽療法を行うほか、NHK Eテレ「バリバラ」などのテレビ出演や講演活動で活躍中。

第2部、条例のあるまちを考える！

第2部は「障害のある人もない人も共に生きる地域社会をめざして」をテーマとしたシンポジウムです。

名古屋市では、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（仮称）」が平成31年の4月から施行される予定です。

シンポジウムでは、名古屋市障害者施策推進協議会会長の瀧 誠氏（愛知淑徳大学教授）をコーディネーターに、身体障害や精神障害、難病などの各分野の団体代表として条例の策定に携わった皆さんにシンポジストをお願いしました。それぞれの立ち場から、この条例への想いや期待を語っていただく予定です。また名古屋市の担当者からも、この条例の特徴などについてお話しいたきます。

このニュースをご覧の皆さま、ぜひ本講演会の広報にご協力お願いいたします。



※講演会チラシは当センターのホームページからダウンロードできます。

週1回ペースであちこちへ ～出前講座レポート～

センターの開設から2年が経過し、今年度になってからは、福祉分野の事業者以外の民間事業者（学校や金融機関、小売業、メディアなど）からも、出前講座のオファーをいただけるようになってきました。その中で、一步踏み込んだ取り組みにつながった事例をご紹介します。

◆きっかけ

障害者を対象とした割引制度がないこと自体は、障害者差別解消法と言うところの「差別」にはあたりませんが、各レジャー施設の障害者割引のあり方を調査している中で、レゴランド・ジャパン株式会社様との接点ができ、センターの役割や差別解消法の啓発活動の一環として出前講座をご案内しました。後日、レゴランド様から、「社員研修として、出前講座を受けてみたい」とのオファーをいただきました。

◆出前講座当日

冒頭のあいさつは、何と社長様！すぐに退席されるのかと思いきや、最後まで講座を受講されました。冷や汗を拭いながら何とか終えた講座の後、障害者割引のあり方や付添者の条件などの課題について、今後検討しているとお話しされていました。

帰り際には、「一度、実際にパーク内を視察して、問題点などを指摘してもらえないか？」という打診を受けました。



◆そして視察へ

会議室でパーク内の様子の説明を受けた後、チケット売場を皮切りに、インフォメーションセンターやショップ、トイレ、レストラン、アトラクションの一部などを約2時間に渡って視察させていただきました。

ハード、ソフトの両面から気になった点をまとめるとともに、「より専門的な見地での視察を希望されるのであれば、障害当事者団体と調整を図って紹介することも可能」とお伝えさせていただきました。今回の出前講座・視察の結果を通じて、「レゴランドは良くなっていると言われるよう、努力をしていきたい」とのコメントをいただきました。

◆おまけ ～レジャー施設の料金～

障害者割引制度の調査の結果、レゴランド様は手帳所持者の方は通常料金ですが、付添者の方は無料という仕組みでした。ユニバーサル・スタジオ・ジャパン様では手帳所持者、付添者の双方に約50%程度の割引があり、ディズニーリゾート様は双方割引なしとなっています。

なお、平成30年10月末現在の情報ですので、最新の情報や対象者等の詳細は、各レジャー施設のホームページなどで確認してください。

「もっと身近に共生社会」メッセナゴヤ 2018 へ初出展！

メッセナゴヤ 2018 とは、11月7日（水）～10日（土）の4日間、ポートメッセなごやで行われた日本最大級の異業種交流展示会です。

1,400社超が集結するこの大規模展示会へ、障害者差別相談センターとして初出展を果たしました！

出展スペースは、ポスターセッションコーナー。当センター職員で案を出し合い、練りに練って作成したポスター3枚を掲示。会期中は、このポスターセッションコーナーを訪れてくださった方々に当センターについての説明や、障害者差別解消法の出前講座の案内、2月に開催される「市民講演会」のチラシなどを配布しました。

また、出展ブースを訪問し、113社の企業の皆様と交流をすることができました。

出前講座について「社員研修として検討してみる」などのお声をいただき、「差別解消法の名前は知っているけど詳しくは分からない」という企業が多数あることがわかりました。

まだまだ馴染みの浅いセンターだとは思いますが、一般企業の皆様にセンターの存在を知っていただく良い機会になったと思います。初めてのことばかりで、模索しながらの初出展でしたが、今後の出前講座の実績へとつながるよう、今回のご縁を大切にしていきたいと考えています。



▶▶ 事例紹介 ～「教育」の場面から～



事案① 保育園に通う我が子が、障害を理由に園外活動に参加させてもらえない。

事案② 私立学校の入学試験に合格したが、入学手続きの段階で、他の入学者には課さない同意書の提出を求められた。

⇒ 当センターの対応方針では、相談者様の意向を第一としています。この二つの事案は、いずれも「不当な差別に当たる可能性がある」ものでしたが、相談者様は、この先長く続く園や学校生活でのリスクを考慮して、相手方である園や学校にセンターが接触することをご希望されませんでした。

事案①の場合は、市の子ども青少年局に働きかけて、市内すべての園長が参加する会議において、差別解消法の啓発と、個人が特定されない配慮のもと、事案の要旨の紹介をしてもらいました。

事案②の場合は、愛知県私立学校協会の了解を得た上で市内の私立学校に、差別解消法の啓発リーフレットと共に出前講座の案内チラシを送付しました。

事案③ 生徒の募集要項に「精神障害者の受験は認めない」と受け止められる表現がある。

⇒ 「不当な差別に当たる可能性がある」と判断し、学校を訪問して話し合った結果、誤解のない表現に変更されました。

平成 30 年度 上半期 実績報告



❖差別相談実績

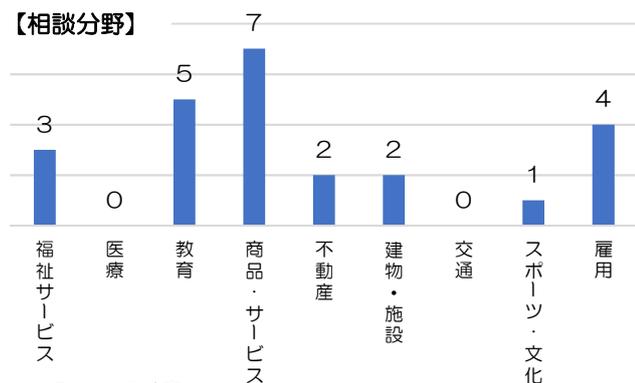
今年度上半期にセンター及び地域の相談窓口寄せられた相談は 154 件でした。そのうち差別相談は 24 件で、「商品・サービス」の分野の相談が多くありました。

(単位：件)

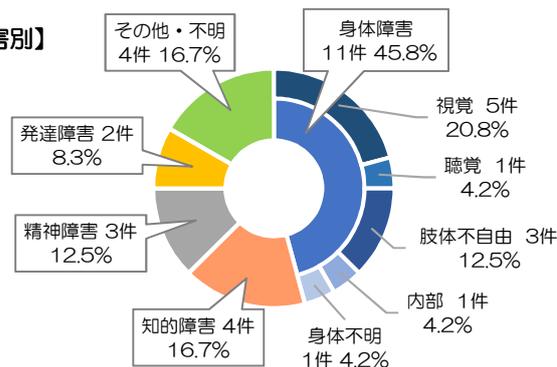
内容	機関	センターに直接寄せられた相談	地域相談窓口が受け、センターへ引継がれた相談	地域相談窓口が受け対応した相談	総 計	ひと月あたりの件数
差別相談		21 (41)	2 (4)	1 (7)	24 (52)	4.0 (4.3)
その他相談		93 (188)	1 (0)	5 (4)	99 (192)	16.5 (16.0)
広報啓発		31 (50)	-	-	31 (50)	5.2 (4.2)
総 計		145 (279)	3 (4)	6 (11)	154 (294)	25.7 (24.5)

※ () 内は平成29年度実績

【相談分野】



【障害別】



❖出前講座実績

障害者差別解消法について、事業者や市民の皆さまに広く知っていただくために、無料で出前講座を実施しています。

差別解消法の内容や当センターの役割、実際に寄せられた相談事例などをお話しさせていただきました。

今年度出前講座の目標は50件！ 皆様からのご依頼をお待ちしております！

No.	受講対象	件数・参加人数
1	当事者(本人・団体)	8 件 314 人
2	事業者(福祉サービス)	4 件 104 人
3	事業者(一般)	7 件 288 人
4	市・区役所等	1 件 230 人
5	一般市民	4 件 120 人
6	地域関係団体	0 件 0 人
合 計		24 件 1,056 人
ひと月あたりの件数・参加人数		4.0 件 176.0 人

研修 平成 30 年度 障害者差別「地域の窓口」従事者向け研修

4～9 月の間に 4 回の地域の窓口従事者向け研修を実施しました。第 1～3 回は、差別解消法や差別センターの役割など基礎的な研修を行いました。

第 4 回は、「精神障害がある方の相談に対する対応方法（基礎編）」を臨床心理士の西川絹恵さんにご講義いただき、幻聴や妄想が起こる 4 つの原因（不安、不眠、過労、孤立）や精神疾患を持った方は「3 つの荷物」（生き辛さ、症状、障害）を背負っているなど、とても分かりやすく説明していただきました。また、対応として、「共感」と「同感」の違いや「人薬」（周りの人の協力）が大事というお話が印象的で、アンケート満足度も 100% で大好評でした。

第 5 回（1/16）には「応用編」を実施しますので、ぜひご参加ください！



あ と が き ◎名古屋市は現在、「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（仮称）」の策定中。一方、東京では 10 月 1 日に「東京都障害者への理解推進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。これにより、事業者の「合理的配慮の提供」は義務化。差別解消法の改正は今後どうなるのか・・・

◎地域の相談窓口の皆さんからの実績集計の締切りは毎月 10 日です。ご協力よろしくお願いたします！

◎このニュースへのご意見・ご質問など、ぜひお寄せください！ E-mail inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

